

平成30年度予算子育て支援施策関係概要

- 1 保育定員の拡大等【充実】** 予算額 549,891 千円
- (1) 私立認可保育所
- 施設名 ナーサリールームベリーベアー日本橋
※認証保育所から移行
- 運営事業者 株式会社 ネス・コーポレーション
- 予定地 日本橋久松町 25 番 14 (地番)
- 定員 27→60 人程度
- 開設時期 平成 31 年 4 月 (予定)
- ※このほか、100 人程度の保育定員の拡大を図る。
- (2) 期間限定型保育事業
- 実施予定園 2 園
- 定員 9 人程度
- 2 水谷橋公園内保育所の整備** 予算額 266,414 千円
- 待機児童の解消を図るため、立体都市公園制度を活用し、水谷橋公園（銀座一丁目 12 番 6 号）内に保育所を整備する。
- ※ 開設予定 平成 31 年 10 月
- 3 都有地（日本橋三丁目）を活用した保育所整備に向けた調査等【新規】** 予算額 6,545 千円
- 日本橋三丁目（旧中央警察署跡地）の都有地を活用して保育所を整備する。
- 平成 30 年度は、整備に向けた埋蔵文化財調査および整備・運営事業者の選定などを行う。
- ※ 開設予定 平成 32 年 4 月
- 4 居宅訪問型保育事業利用に対する補助【新規】** 予算額 480 千円
- 集団保育が困難な医療的ケアを要する乳幼児に対する居宅訪問型保育事業を利用する保護者に対し、給付対象外となる保育従事者の交通費実費負担分を一部補助し、保護者の負担軽減を図る。
- (内容)
- 補助額 1 人あたり月額 実費額の 2/3 を補助（月額上限 20,000 円）
- 5 待機児童対策及び保育士確保策** 予算額 597,739 千円
- (1) 家賃補助【充実】
- 認可保育所開設後における施設の賃借に要する経費の一部補助について、平成 29 年 9 月補正予算で次頁のとおり充実を図ったが、引き続き、平成 30 年度以降も実施する。

(内 容)

平成 29 年度当初予算

開設日から	上限額 (年額)	補助率
1～3年目	4,500万円	7/8
4～5年目	2,000万円または2,500万円	7/8
6～10年目	2,000万円または2,500万円※	3/4

※2,500万円の場合は8年間

平成 30 年度当初予算 (平成 29 年 9 月補正予算で充実した内容と同じ)

開設日から	上限額 (年額)	補助率
1～3年目	4,500万円	7/8
4～5年目	3,500万円	7/8
6～10年目	3,500万円	3/4

※平成 32 年度中までに開設した施設は、1～3年目までは4,500万円を上限、それ以降については3,500万円を上限とする。

(2) 保育士等宿舎借上支援事業【充実】 予算額 104,370千円

事業者が常勤保育士等のために、特別区または特別区に隣接する市等において宿舎を借り上げた場合に係る経費の一部を補助する。

※ 対象施設 区内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育所に加え、居宅訪問型保育事業所、認証保育所、公設民営の認可保育所も対象とする。

※ 補助内容 ・上限額 1戸あたり71,000円/月 (基準額82,000円/月の7/8)
・補助率 7/8
・利用定員90人以下 1戸まで、利用定員91人以上2戸まで
新規園はさらに1戸プラスする
・平成30年度は、平成29年度の継続分に加えて、新規申請分(1戸または2戸)を追加で補助する。
・社宅利用型借上住宅(グリーンホームズⅡ)を活用した既存事業については、戸数を3戸とする。

(3) 保育士資格取得支援事業【継続】 予算額 628千円

事業者が保育士資格を持たない保育従事者に対し、保育士確保の取組として保育士資格取得支援を行なった場合に係る費用の一部を補助する。

※ 対象施設 区内の認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業所など

※ 補助内容

	保育士試験による資格取得支援		養成施設による資格取得支援
	講座利用	独学	養成施設受講料等
上限額	15万円	5万円	30万円※
補助率	1/2		

※上表のほか、代替職員雇用経費として6,390円/日

6 病児・病後児保育【充実】 予算額 66,494千円

保育所入所児童や就学児童増加に伴う病児・病後児保育の需要に対応するため、晴海地区において新たに医療機関に委託し、病児・病後児保育を開設する。

※ 場 所 晴海1-8-16 晴海トリトンスクエア3階

「病児・病後児保育 ゆめみらい」

※ 対 象 生後7カ月～小学校3年生

※ 定 員 1日あたり6人

※ 開設予定 平成30年6月

7 子ども発達支援センターの開設【新規】 予算額 185,898千円

発達障害など育ちに支援が必要な子どもとその家族に対して、適切な相談や支援を行う地域の療育の拠点として、子ども発達支援センターを開設することにより、子どもの発達支援事業の充実を図る。

※ 名 称 中央区立子ども発達支援センター ゆりのき

※ 場 所 明石町12番1号 中央区保健所等複合施設3階

※ 開 設 日 平成30年4月2日（月）

※ おもな実施事業

事業名		対象	充実内容
児童福祉法に基づく事業	児童発達支援(幼児室)	1歳半～5歳児	定員増加(20人→26人) 給食提供開始 送迎サービス開始 きょうだい児の一時預かり開始
	放課後等デイサービス	6歳～18歳の障害児 (医療的ケア児を除く)	定員増加(15人→20人) 送迎サービス開始
	保育所等訪問支援	0歳～18歳の障害児	
	障害児相談支援	0歳～18歳の障害児	
区独自事業	こどもの個別療育	0歳～18歳 (新規相談は5歳児まで)	療育実施回数増加
	保育園巡回相談・通所児訪問	0歳～5歳児	
	育ちのサポートシステムの推進	0歳～18歳	「育ちのサポートカルテ」の運用、早期発見・早期支援の充実など